

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年6月

鳥取自動車株式会社

その1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間： 令和元年度（H31.3.21～R2.3.20）

令和2年度（R2.3.21～R3.3.20）

(1) 「総合安全プラン2020」を達成するための鳥取県の取組目標

鳥取運輸支局、バス・タクシー・トラック協会で構成する

「自動車安全対策会議鳥取県部会」において、過去の事故件数等を基にバス、タクシー、トラック各部門における事故削減目標が決定された。

① 2020年までに死者数 0人

（バス0人 タクシー0人 トラック0人）

② 2020年までに人身事故件数 20件以下

（バス0件 タクシー0件 トラック20件以下）

③ 令和2年までに飲酒運転 0件

【鳥取県の目標を達成するための中目標】

鳥取県の目標を達成するための中目標としてバス、タクシー、トラックで最も多い事故形態である、歩行者・自転車事故の減少を目指すこととなった。

① 死傷事故の防止（歩行者、自転車との事故をいう。）

② 健康起因事故の防止

鳥取自動車においても上記を目標としたもの。

(2) 令和元年度目標とその達成状況

【達成状況】

① 歩行者との事故はなかったが、自転車との事故が1件発生し、目標を達成できなかった。

② 健康に起因する事故の発生はなかった。

(3) 令和2年度の目標

① 歩行者、自転車との事故防止

② 健康起因事故の防止

(4) 目標達成のための具体的取組

① 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底を図る。

② 交差点の右左折時における安全進行、横断歩行者の保護

③ ドライブレコーダーにより得られたデータを交通安全教育に活用し、乗務員の質の向上を図る。

④ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の受検促進に努める。

⑤ 全ての座席でのシートベルト着用促進を図る。

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く。）

（期間：平成31年3月21日から令和2年3月20日まで）

0件

その2 運輸規則第47条の7第2項による、処分の内容・講じた措置の公表

*行政処分なし